第八十一条の七第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三百三十七条第三項」を「同項に規定する書類の写し又は住所等変更確認書類の写し」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「には、その変更前」を「にはその変更前の氏名又は名称及び住所を含むものとし、第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前」を、「含む」を「含むものとする」に、「限る。）の」を「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写しの」に改め、「再び第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第八十一条の七第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三百三十七条第三項」を「第三百三十七条第四項」に改め、同条第一項中「第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を「第三百三十七条第四項」に改め、同項第五号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する財務省令で定める書類は、前条第二項に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、令第三百三十七条第三項に規定する個人の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

第八十一条の八第一項中「掲げる書類」の下に「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類」を加え、同条第三項中「第三百三十七条第三項」を「第三百三十七条第四項」に改める。

第八十一条の十一第六項中「第二項」を「第三項」に、「読み替えられた令第三百三十七条第三項」を「準用する令第三百三十七条第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「同項に規定する書類」を「同項に規定する書類の写し又は住所等変更確認書類の写し」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項に」を「第三項に」に、「読み替えられた令第三百三十七条第三項本文」を「準用する令第三百三十七条第四項本文」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項の」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「には、その変更前」を「にはその変更前の氏名又は名称及び住所を含むものとし、第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前」に、「含む」を「含むものとする」に、「限る。）の」を「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写しの」に改め、「再び第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第八十一条の十一第三項を同条第四項とし、同条第二項中「読み替えられた令第三百三十七条第三項」を「準用する令第三百三十七条第四項」に改め、同項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）」を削り、「読み替えられた令第三百三十七条第四項」に、「第八十一条の七第一項各号」を「第八十一条の七第二項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第三百三十九条第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において準用する令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する財務省令で定める書類は、第八十一条の六第二項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、令第三百三十九条第四項に規定する書類の提出をする個人の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

第八十一条の十二第一項中「掲げる書類」の下に「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類」を加える。

第八十一条の二十第二項中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

第八十一条の二十一第五項中「第一項」を「第二項」に、「第三百四十三条第三項」を「第三百四十三条第四項」に、「第二項」を「第三項」に、「同項に規定する書類」を「同項に規定する書類の写し又は住所等変更確認書類の写し」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の」を「第二項の」に、「第二項」を「第三項」に、「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「には、その変更前」を「にはその変更前の氏名又は名称及び住所を含むものとし、第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前」に、「含む」を「含むものとする」に、「限る。）の」を「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写しの」に改め、「再び第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第八十一条の二十一第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を削り、「、令第三百四十三条第三項」を「第三百四十三条第四項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「第三百四十三条第三項」を「第三百四十三条第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第三百四十三条第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する財務省令で定める書類は、第八十一条の六第二項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、令第三百四十三条第三項に規定する個人の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

第八十一条の二十二第一項中「掲げる書類」の下に「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類」を加え、同条第二項中「第三百四十三条第三項」を「第三百四十三条第四項」に改める。

第八十一条の二十六中「第八十一条の二十一（」の下に「第一項を除く。）（」を加え、「の規定により読み替えられた」を「において準用する」に、「第三百四十三条第三項」を「第三百四十三条第四項」に、「第八十一条の二十一第一項」を「第八十一条の二十一第二項」に、「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する支払者」を「に規定する支払者」に、「」と、「（」を「」と、同項第一号中「」に、「あるのは「（」を「あるのは「」に改め、「居所地等）」と、」の下に「同項第二号中」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第八十一条の二十七中「の規定により読み替えられた」を「において準用する」に、「書類」を「書類若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類」とあるのは「書類」と、同条第二項に、「第三百四十三条第三項」を「第三百四十三条第四項」に改める。

第八十一条の三十中「第八十一条の二十一（」の下に「第一項を除く。）（」を加え、「の規定により読み替えられた」を「において準用する」に、「第三百四十三条第三項」を「第三百四十三条第四項」に、「第八十一条の二十一第一項」を「第八十一条の二十一第二項」に、「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を「に規定する支払者」に、「」と、「（」を「」と、同項第一号中「」に、「あるのは「（」を「あるのは「」に改め、「居所地等）」と、」の下に「同項第二号中」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第八十一条の三十一中「の規定により読み替えられた」を「において準用する」に、「書類」とあるのは「書類若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類」とあるのは「書類」と、同条第二項」を「同条第三項」に、「第三百四十三条第三項」を「第三百四十三条第四項」に改める。

第八十一条の三十三第二項中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。